

展示会等誘致開催促進事業 主催者支援金支払要綱

(通則)

第1条 展示会等誘致開催促進事業 主催者支援金（以下「支援金」という。）の支払いについては、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この支援金は、沖縄県内において展示会等を開催する主催者に対して、開催に要する経費の一部を支援することにより、開催の規模拡大及び課題解決を図り、展示会等の新規・継続開催を促進することを目的とする。

(支援内容)

第3条 展示会等主催者に対し、開催に必要となる会場費や施工費、輸送費等の他、必要となる事項について予算の範囲内で支払うものとする。

(定義)

第4条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「展示会等」とは、沖縄県内で開催する展示会・見本市・商談会等の企業間取引を主とするビジネスイベントをいう。
- (2) 「主催者」とは、展示会等を主催する企業、団体等をいう。
- (3) 「支援金」とは、前条に基づき公益財団法人沖縄県産業振興公社（以下「公社」という。）が支払う金額をいう。

(支援対象)

第5条 支援金の支払い対象となる展示会等（以下「対象展示会等」という。）は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 令和5年5月1日から令和6年2月15日までに開催されるもの
 - (2) 開催期間が2日以上あるもの
 - (3) 出展者または来場者に、沖縄県外（海外含む）からの参加が25%以上いること
- 2 支援金の支払い対象となる者は、前項に掲げる対象展示会等の主催者とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、又は該当すると公社が判断した場合は支援の対象としない。
- (1) 政治目的、又は宗教目的であるもの
 - (2) 起業家・ファンド等の資金集めが目的であるもの
 - (3) 販売を伴うもの

- (4) 国・地方公共団体及びそれに準ずる団体が主催するもの
- (5) 主催者が公社から他の助成金等を受けているもの
- (6) 主催者が国、地方公共団体等から同様の助成金等を受けているもの
- (7) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者が所属する主催者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員もしくは暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者が所属する主催者
- (9) 暴力団の構成員等の統制の下にある主催者
- (10) その他、公社理事長（以下「理事長」という。）が適当でないと認めるもの

（支援対象経費及び上限額等）

第6条 支援金の支払い対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）及び上限額等については別表1に掲げるとおりとする。

（支援金支払いの申請）

第7条 支援金の支払いを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象展示会等の開催初日より起算して原則14日前（土日祝日含む）までに次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 申請書（様式第1号）
 - (2) 誓約書（様式第2号）
 - (3) 支援対象経費の額が確認できる見積書等の写し
 - (4) 開催内容が分かる資料（主旨、実施内容等が明記されたもの）
 - (5) その他、理事長が必要と認める書類
- 2 前項の申請をするに当たって、当該支援金における消費税及び地方消費税は対象としない。
- 3 申請総額が予算額を超過する場合には、支援対象期間内であっても受付を停止し、その取扱いについては次のとおりとする。
- (1) 原則として、申請総額が予算額に達すると見込まれる日を受付停止日とし、その日までに申請書類等の不備なく提出されているものを有効な申請とする。捺印漏れ、書類不足、その他不備が生じている申請については一切受け付けない。
 - (2) 受付停止日及び予算に関する問い合わせは一切受け付けない。

（支払いの決定）

第8条 理事長は、前条により申請書が提出された場合は、申請内容を確認し、適当であると認めたときは、支援金の支払いを決定し、支援金支払決定通知書（様式第

3号)により、申請者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の通知に際して必要な条件を附することができる。

(支払い決定の取り消し)

第9条 理事長は、支払決定を受けた者（以下「支援対象事業者」という。）がこの要綱の規定に違反したとき、又は申請書等の提出書類に虚偽の記載をしたときは、支払い決定を取り消すことができる。

2 理事長は、前項の取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する支援金の支払いが行われているときは、期限を附して当該支援金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から30日以内とし、理事長は、期限内に納付が無い場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 支援対象事業者は、対象展示会等の開催が中止等により申請の取下げをする場合は、速やかに申請取下げ書（様式第4号）を提出しなければならない。

(申請内容の変更)

第11条 支援対象事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに変更承認申請書（様式第5号）を提出しなければならない。

(1) 申請内容に変更が生じる場合

(2) 開催期間に変更が生じる場合。ただし、令和6年2月15日以降の開催となった場合は支援対象とならない。

2 理事長は、前項により変更承認申請書が提出された場合は、申請内容を確認し、適当であると認めるときは変更を承認し、変更決定通知書（様式第6号）により、支援対象事業者に通知するものとする。

3 理事長は、前項の通知に際して必要な条件を附することができる。

(実績報告)

第12条 支援対象事業者は、対象展示会等終了後、4週間以内又は支援を受けた年度の2月末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

(1) 実績報告書（様式第7号）

(2) 対象経費の支払いが確認できる書類等の写し

(額の確定)

第13条 理事長は、前条により提出された報告書の内容を確認し、適当であると認めるときは、支援金の支払額を確定し、支援金支払確定通知書（様式第8号）により、支援対象事業者に通知するものとする。

(支援金の支払い及び請求)

第14条 支援金は、前条の規定により支援金の額を確定した後に支払うものとする。

2 支援対象事業者は、支援金の額の確定通知を受けたときは、直ちに請求書（様式第9号）を理事長へ提出しなければならない。

(展示会等情報の公開)

第15条 公社は、当事業の実績として、支援金を支払った対象展示会等の概要の一部（展示会等名、主催団体名、開催期間、開催場所、参加者数等）を公表することができる。

2 支援対象事業者は、実績の公開に協力しなければならない。

(書類の管理)

第16条 支援対象事業者は、本事業の経理について、他の経費と明確に区別し、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明らかにしておかなければならない。

2 支援対象事業者は、前項の帳簿及び支援金に係る証拠書類を整理し、支援対象事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(免責事項)

第17条 当事業の履行において事業者間で発生した問題に対し、公社は一切関与しない。

(その他)

第18条 本要綱に定めのない事項については、公社と協議の上、決定する。

2 本要綱に定める提出書類は、原本による提出とする。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

この要綱は、令和5年7月26日から施行する。

別表1（第6条関係）

下記支援対象経費のうち、2つまで併用可能。（上限額または支援率のいずれか低い額とする。）

原則、沖縄県内事業者を活用すること。

支援対象経費		要件		支援額					
				新規開催		2回目		3回目以降	
				上限額	支援率	上限額	支援率	上限額	支援率
会場費	会場使用に係る費用の一部支援	会場使用料のみ対象 (設備・備品等は除く)	100人以上 500人未満	100	10/10	70	2/3	50	1/2
			500人以上 1000人未満	150		100		75	
			1000人以上 3000人未満	200		150		100	
			3000人以上 5000人未満	250		170		125	
			5000人以上	300		200		150	
施工費	会場施工に係る費用の一部支援			上限額	50		支援率	2/3	
輸送費	備品輸送、保管にかかる費用の一部支援	主催者備品及び主催者がとりまとめる出展者備品に係る輸送費、保管料のみ対象 (航空便・船便)		上限額	50		支援率	2/3	
車両費	貸切バス・ジャンボタクシー※ ¹ に係る費用の一部支援	主催者及び参加者※ ² 送迎のみ対象 貸切バス：3万円/台 貸切ジャンボタクシー：1万円/台		上限額	バス：30 タクシー：10		支援率	10/10	
広報宣伝費	広報に係る費用の一部支援	出展者・バイヤー募集、来場案内等に係る広報のみ対象 (メディア招聘費・印刷製本費含む) 印刷製本の場合、実績報告書と併せて成果物も提出すること		上限額	30		支援率	10/10	
補助員人件費	開催当日補助に係る人件費の一部支援	展示会等の運営に必要となる補助員（警備・通訳含む）のみ対象（外部委託に限る） 1日あたり10万円まで		上限額	20		支援率	10/10	
主催者渡航費	主催者の当日運営に係る航空運賃・宿泊費の一部支援	5人まで、3万円/人（3万円に満たない場合は実費額） (クラスJ・プレミアムクラス等特別席料金は除く) (ホテルパックの場合は公社旅費規程に基づき支援額を確定する)		上限額	15		支援率	10/10	
翻訳費	翻訳にかかる費用の一部支援	広報宣伝費に係る出版物等の翻訳のみ対象		上限額	10		支援率	10/10	

消費税は対象としない。

(万円)

※¹ ジャンボタクシーとは、定員7人以上のジャンボタクシー・ジャンボハイヤーのことをいう。

※² 参加者とは、出展者、バイヤー、一般来場者のことをいう。